

<参考>**介護保険最新情報 Vol.1222 令和6年3月 15日 厚生労働省老健局**

「介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

○ 介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について(令和 3 年 3 月 19 日老認発 0319 第 3 号)(抄)

第 1 報酬告示の性格 (略)

第 2 届出手続きの運用 (略)

第 3 訪問型サービス、通所型サービス及び介護予防ケアマネジメントの単位数表に関する事項

1 通則 (略)

2 訪問型サービス費 (略)

3 通所型サービス費**(1) 通所型サービスの意義について**

指定相当通所型サービスの基本報酬においては、入浴介助及び運動器機能向上サービスの実施に係る費用が包括評価されているところであり、指定相当通所型サービスは、基準告示第 47 条に定めるとおり、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものであることを踏まえ、サービスの実施に当たっては以下の点に留意すること。

① **入浴介助**は、利用者自身で又は家族等の介助によって入浴ができるようになることを目的として行うこと。この際、利用者の状態や、当該利用者が日頃利用する浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を確認し、これを踏まえて、利用者が日頃利用する浴室に近い環境で行うことが望ましい。

② **運動器機能向上サービス** (利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるものをいう。) は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師 (はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上勤務し、かつ、機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。) を 1 名以上配置し、国内外の文献等において介護予防の観点から有効性が確認されている手法等を用いて行うこと。

長野市

(地域包括ケア推進課、介護保険課、高齢者活躍支援課)

令和7年2月

1

指定相当通所型サービス 運動器機能向上加算の基本報酬への包括化に関する 長野市の指針(ガイドライン)について

令和6年4月の報酬改定で「運動器機能向上加算」が指定相当通所型サービスの基本報酬に包括化*1され、利用者の皆様へ「運動器機能向上サービス」が提供されているところです。

このことに伴う長野市の指針(①運動器の機能などの把握、②サービス計画の作成、③実施内容、④介護予防ケアプラン作成者への報告)をお示ししますので、指針(ガイドライン)に沿っての実施をお願いします。

	単位数		
	R5年度 基本報酬 (運動器加算なし)	R6年度 基本報酬 (運動器加算包括化後)	R6年度-R5年度
要支援1(月額)	1,672	1,798	+126
要支援2(月額)	3,428	3,621	+193

*1 「介護報酬の解釈」単位数表編 令和6年4月版」P1390 ◇ **新** 通所型サービスの意義について〔第3の3(1)〕(参考1)

(運動器機能向上サービスに係る長野市の指針)

2

① 運動器の機能などの把握について

(1)把握する時期

- ア 開始時
- イ 3～6か月ごと又はサービス計画の満了時
- ウ サービス提供者又は介護予防ケアプラン作成者が必要と判断した場合

(2)把握する内容

- ア 日常生活動作等に係る利用者のニーズ
- イ 運動器の機能(必ず1つ以上、測定)
利用者の状況等に合わせて、必要な体力測定*2を利用者の安全に留意行います。
【例】「机など安定したものに手をついての開眼片足立ち時間(最長60秒まで)」の測定
(支持する手足を記録し、毎回の測定方法を統一)

ウ リスク評価

運動を行う際の注意事項等について、介護予防ケアプラン作成者や主治医から情報を把握します。

*2 体力測定(引用:介護予防マニュアル第4版)

TUG(Timed Up & Go Test)、5m歩行時間(通常・最大)、5回立ち上がりテスト、握力など

② サービス計画の作成について

運動器機能の維持または向上に向けて、利用者ごとに計画を作成します。

記載内容【例】

サービス提供の目標、運動の種類、実施期間、実施頻度、1回あたりの実施時間 など

- *1 書式は問いません。従来の運動器機能向上計画書や通所型サービス計画書などへの記載も可能です。
- *2 目標の設定や計画においては、介護予防ケアプランと整合が図れたものとし、利用者の同意を得ます。

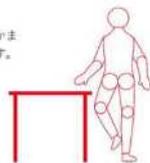
③ 実施内容について 上記の計画に基づき、運動器機能向上サービスを提供します。(参考2)

【例:ロコトレ(ロコモーショントレーニング)】

ロコトレ 1 バランス能力をつけるロコトレ 片脚立ち

1. 転倒しないように、必ずつかまるものがある場所に立ちます。

2. 床につかない程度に、片脚を上げます。



左右とも1分間で1セット、1日3セット



POINT

・支えが必要な人は十分注意して、机に手や指先をつけて行います。

ロコトレ 2 下肢の筋力をつけるロコトレ スクワット

1. 足を肩幅に広げて立ちます。

2. お尻を後ろに引くように、2〜3秒間かけてゆっくりと膝を曲げ、ゆっくり元に戻ります。



膝がつま先より前に出ない

5〜6回で1セット、1日3セット

スクワットができない場合

イスに腰かけ、机に手をつけて立ち座りの動作を繰り返します。机に手をつかずにできる場合はかざして行います。

POINT

・動作中は息を止めないようにします。
・膝の曲がりは90度を大きく超えないようにします。
・支えが必要な人は十分注意して、机に手をつけて行います。
・楽にできる人は回数やセット数を増やして行っても構いません。

出典：日本整形外科学会:ロコモティブシンドローム予防啓発公式サイト ロコモオンライン

③ 実施内容について の続き)

5

サービス利用日以外の日にも、できるだけ活動的な生活を送れるよう、セルフケアや活動量の維持・増加の重要性について、利用者が学び体験し、継続できるよう実施します。

【例:セルフケア記録シート (長野市ホームページに掲載)】

長野市めぐり歩き

【歩くメニュー】
1. 長野市めぐり歩きマップを参考に、好きな場所を選んで歩いてみましょう。

取り組みメニュー
～A～ 歩く: 1日歩数目標に15分以上歩いたら、1マス
～B～ 食べる: 1日食事を15分以上摂ったら、1マス
～C～ 食べる: 7日以上食べたら、1マス
～D～ つながる: 毎日家族や友達と連絡したら、1マス

項目	1マス	2マス	3マス	4マス	5マス
歩く					
食べる					
つながる					

④ 介護予防ケアプラン作成者への報告について

6

(1) 報告時期

- ア 開始時
- イ 3～6か月ごと又はサービス計画の満了時
- ウ サービス提供者又は介護予防ケアプラン作成者が必要と判断した場合

(2) 報告内容

- ア 運動器機能向上サービスの実施状況
- イ 日常生活動作や運動機能等の評価結果 など

⑤ 多職種との連携について (必要に応じて)

運動方法や評価などのサービス提供について、必要に応じて、「専門職派遣アドバイス事業(地域リハビリテーション活動支援事業)」を活用し、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士などからのアドバイスを参考に実施します。(参考3)

(参考1) 指定相当通所型サービス概要

7

1 指定相当通所型サービスの目的 [参照:厚生労働省 基準告示第84号 第4章第1節 第47条]

指定相当通所型サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 運動器機能向上サービス [参照:厚生労働省 老認発0315第5号 第3の3 (1)]

運動器機能向上サービス(利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるものをいう。)は、専ら、機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6か月以上勤務し、かつ機能訓練指導に従事した経験を有するものに限る。)を1名以上配置し、国内外の文献等において介護予防の観点から有効性が確認されている手法等*3を用い行うこと。

*3 参考とする資料

厚生労働省「介護予防マニュアル 第4版」、国立長寿医療センター「介護予防ガイド 実践・エビデンス編」
厚生労働省「健康づくりのための身体活動・運動ガイド2023」、日本整形外科学会:ロコモティブシンドローム予防啓発公式サイト ロコモオンライン

(参考2) 片足立ちテストの意義やその対応について

8

片足立ちテスト

片足立ちテストは足の筋力やバランス機能を調べるのに適しており、短時間で簡単に測定が可能です。**高齢者で長くできる人ほど歩行中に転倒しにくい**という研究データもあることから、**安全な歩行の指標**に適しているとされています。

出典:厚生労働省 e-ヘルスネット 早稲田大学スポーツ科学学術院 スポーツ疫学研究室 教授 澤田 亨

(参考3) 専門職派遣アドバイス事業(地域リハビリテーション活動支援事業)

ご自宅等に専門的な知識を持つ職員が訪問します。(1~2回程度) いずれも利用料は無料です。

- 訪問リハビリ相談事業
運動や生活面で自立支援の助言が必要な人の自宅等に理学療法士または作業療法士が訪問します。
- 訪問栄養相談事業
低栄養の恐れのある人や食生活についての助言が必要な人の自宅等に管理栄養士が訪問します。
- 訪問歯科相談事業
口腔機能や口腔衛生についての助言が必要な人の自宅等に歯科衛生士が訪問します。

出典:長野市高齢者サービスガイド 「介護予防・日常生活支援総合事業 一般介護予防事業」

指定相当通所型サービス 運動器機能向上加算の基本報酬への包括化に関する長野市の指針について Q&A

	質問項目	回答
1	令和6年4月1日の報酬改定の変更内容については、いつ示されたのか。	令和6年3月21日号のフレッシュ情報(P5)『令和6年度介護報酬改定に伴う「介護予防・日常生活支援総合事業」の従業者、設備及び運営等の基準並びにサービス報酬の改定について』で、通知しています。「運動器機能向上加算の基本報酬への包括化」についても、お知らせしているところですが、サービスの実施状況を踏まえ、今回、指針をお示しするものです。
2	介護予防サービス・支援計画書の支援計画欄に、運動器機能向上の記載がない利用者についても、「運動器機能向上サービス」を提供するの か。	介護予防ケアプランの目標達成に向けたサービスの提供が優先されますが、介護保険最新情報Vol.1222のP9～11に記載のあるとおり、基本報酬に「運動器機能向上サービス」が含まれていますので、支援計画欄に運動器機能向上の記載がない場合であっても、利用者の個々の状況にあわせて「運動器機能向上サービス」を提供してください。 
3	「日常生活動作等に係る利用者のニーズ」は、どのようなことを想定しているか。	「浴槽の出入りがスムーズにできるようになりたい。」「調理の時に長く立ってられるようになりたい。」「洗濯物干しや掃除機かけが、楽にできるようになりたい。」「お店や畑へ歩いていけるようになりたい。」等が考えられます。 これらのニーズを踏まえ、「運動器機能向上サービス」を提供してください。また、運動機能や動作が影響する「日常生活動作等に係る利用者のニーズ」がない場合については、不活発な日常生活から運動機能の低下が起きないように「運動器機能向上サービス」を提供してください。
4	「運動器の機能の把握」は必須なのか。	「運動器の機能の把握」は、必ず1つ以上、測定をお願いします。 数値にて客観的に比較ができる測定方法であれば、2コマ目で【例】として記載されている「机など安定したものに手をついての開眼片足立ち時間」の測定でなくても、構いません。利用者の安全に留意し把握してください。
5	運動器機能向上サービスは、個別のサービス提供時間として、何分以上というような目安はあるのか。	提供時間に決まりはありません。 利用者の個々の状況にあわせて、内容や時間等を決めて提供してください。
6	「運動器の機能の把握」及び介護予防ケアプラン作成者への報告をこれまで通り、月1回行ってもよいのか。	月1回の実施も可能です。
7	2コマ目で【例】として記載されている「机など安定したものに手をついての開眼片足立ち時間」の測定では、両手をついて実施をしてもよいのか。	バランス力が低下していて転倒の可能性が高い利用者の場合は、両手をついて、「開眼片足立ち時間」を測定してください。 測定の際には、測定者が利用者のかたわらに立ち安全を確保します。但し、測定時に支えていた手足（右手・左手・右足・左足のいずれか）を記録し、毎回の測定方法を統一してください。

8	<p>2コマ目で【例】として記載されている「机など安定したものに手をついての開眼片足立ち時間」の測定では、右足・左足の両方の測定が必要か。</p>	<p>必ずしも両方を測定する必要はありませんが、毎回の測定方法を統一してください。</p> <p>以下の厚生労働省資料を参考にしてください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/topics/2009/05/dl/tp0501-siryou3-5.pdf</p> 
9	<p>セルフケア記録シート「長野市めぐりすごろく」は必須なのか。</p>	<p>サービス利用日以外の日にも、できるだけ活動的な生活を送れるよう、セルフケアや活動量の維持・増加の重要性について、利用者が学び体験したことを継続できるよう、参考にお示ししたものです。</p>
10	<p>介護予防ケアプラン作成者へ「運動器の機能の把握」結果の報告は必須なのか。</p>	<p>介護予防ケアプラン作成者へは、運動器機能向上サービスの実施状況及び日常生活動作や運動機能等の評価結果を必ず報告します。</p> <p>その際、介護予防ケアプラン作成者はその評価結果を参考に利用者の心身機能を把握し、必要に応じてプランを変更します。</p>
11	<p>運動器機能向上加算の基本報酬への包括化に伴い、通所系のサービスを利用する場合、介護予防ケアプランに運動器機能向上サービスの位置づけは必須なのか。</p>	<p>必ずしも必須ではありませんが、介護予防ケアプラン作成者は、サービス提供事業者からの評価結果を活かし、運動器機能向上サービスを受ける状況を想定して介護予防ケアプランを作成します。</p>

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体 御中
← 厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介護保険最新情報

今回の内容

「その他の日常生活費」に係る
Q&Aについて」の一部改正について
計4枚（本紙を除く）

Vol.1355

令和7年2月13日

厚生労働省老健局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線3873）
FAX：03-3595-3670

事務連絡
令和7年2月13日

都道府県
各指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

「その他の日常生活費」に係るQ&Aについて」の一部改正について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

近年、情報通信技術の進展に伴い、特別養護老人ホーム等の介護保険施設の利用者においてもインターネットやスマートフォン等の利用が広がりつつあります。

こうした状況に鑑み、利用者の生活の質を向上させるために居室等においてWi-Fi等の通信環境が利用できる施設があるところ、こうした利用料の徴収が可能であることについて明確化を行うため、「その他の日常生活費」に係るQ&Aについて」（平成12年3月31日各都道府県介護保険担当課（室）あて厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室事務連絡）を、別紙のとおり改正することとしましたので、貴県又は貴市におかれましては、御了知の上、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

「その他の日常生活費」に係る Q&A について(平成 12 年 3 月 31 日)

(各都道府県介護保険担当課(室)あて厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室)

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>本年三月三〇日付けで「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」を厚生省老人保健福祉局企画課長通知(老企第五四号)として別添のとおり発出したところであるが、「その他の日常生活費」について想定される照会について、別添の通りQ&Aを作成しましたので送付します。</p> <p>各位におかれましては、内容を御了知の上、適切に対応していただきますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>[別添] 「その他の日常生活費」に係るQ&A 問1～問8 (略)</p> <p><u>問9 利用者用の居室等におけるWi-fi等の通信設備の利用料は、利用者から徴収できないのか。</u></p> <p><u>答 サービス提供とは関係のない費用として、徴収は可能である。</u></p>	<p>本年三月三〇日付けで「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」を厚生省老人保健福祉局企画課長通知(老企第五四号)として別添のとおり発出したところであるが、「その他の日常生活費」について想定される照会について、別添の通りQ&Aを作成しましたので送付します。</p> <p>各位におかれましては、内容を御了知の上、適切に対応していただきますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>[別添] 「その他の日常生活費」に係るQ&A 問1～問8 (略)</p> <p>(新設)</p>

【改正後全文】

「その他の日常生活費」に係る Q&A について (平成 12 年 3 月 31 日)

(各都道府県介護保険担当課(室)あて厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室)

本年三月三〇日付けで「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」を厚生省老人保健福祉局企画課長通知(老企第五四号)として別添のとおり発出したところであるが、「その他の日常生活費」について想定される照会について、別添の通り Q&A を作成しましたので送付します。

各位におかれましては、内容を御了知の上、適切に対応していただきますようよろしくお願い申し上げます。

[別添]

「その他の日常生活費」に係る Q&A

問 1 個人用の日用品について、「一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられるもの」としてはどういったものが想定されるのか。

答 歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル等の日用品であって、利用者に一律に提供されるものではなく、利用者個人又はその家族等の選択により利用されるものとして、事業者(又は施設)が提供するもの等が想定される。

問 2 個人用の日用品については、一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられるものに限られることとされているが、それ以外の個人の嗜好に基づくいわゆる「贅沢品」については、費用の徴収ができないのか。

答 サービス提供とは関係のない費用として、徴収は可能である。

問 3 個人用の日用品については、一般的に要介護者等の日常生活に必要と考えられるものであれば、例えば病院の売店で利用者が購入する場合であってもその費用は「その他の日常生活費」に該当するのか。

答 このような場合は、「サービス提供の一環として提供される便宜」とは言い難いので、「その他の日常生活費」に該当しない。

問 4 個人用の日用品については、一般的に要介護者等の日常生活に必要と考えられるものであれば、ある利用者の個別の希望に応じて、事業者等が当該利用者の代わりにある日用品を購入し、その購入代金を利用者に請求する場合も「その他の日常生活費」に該当するのか。

答 個人のために単に立て替え払いするような場合は、事業者等として提供する便宜とは言えず、その費用は「その他の日常生活費」に該当しないため、サービス提供とは関係のない費用として徴収を行うこととなる。

問 5 個人専用の家電製品の電気代は、利用者から徴収できないのか。

答 サービス提供とは関係のない費用として、徴収は可能である。

問6 施設にコインランドリーがある場合、その料金についても「私物の洗濯代」として「その他の日常生活費」に該当するのか。

答 このような場合は、施設が洗濯サービスを提供しているわけではないので、その他の日常生活費には該当しない。

問7 個人の希望に応じて事業者等が代わって購入する新聞、雑誌等の代金は、教養娯楽に係る「その他の日常生活費」に該当するか。

答 全くの個別の希望に答える場合は事業者等として提供する便宜とは言えず、その費用は「その他の日常生活費」に該当せず、サービス提供とは関係のない費用として徴収を行うこととなる。

問8 事業者等が実施するクラブ活動や行事における材料費等は、「その他の日常生活費」に該当するか。

答 事業者等が、サービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事のうち、一般的に想定されるもの(例えば、作業療法等機能訓練の一環として行われるクラブ活動や入所者等が全員参加する定例行事)における材料費等は保険給付の対象に含まれることから別途徴収することはできないが、サービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事のために調達し、提供する材料であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの(例えば、習字、お花、絵画、刺繍等のクラブ活動等の材料費)に係る費用は、教養娯楽に要する費用として「その他の日常生活費」に該当する。

なお、事業者等が実施するクラブ活動や行事であっても、一般的に想定されるサービスの提供の範囲を超えるもの(例えば、利用者の趣味的活動に関し事業者等が提供する材料等や、希望者を募り実施する旅行等)に係る費用については、サービス提供とは関係のない費用として徴収を行うこととなる。

問9 利用者用の居室等におけるWi-fi等の通信設備の利用料は、利用者から徴収できないのか。

答 サービス提供とは関係のない費用として、徴収は可能である。